

事務連絡  
令和5年9月27日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札  
及び契約のIT化の推進について」の一部改正について

公共工事の入札及び契約のIT化に関しては、別添1「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約のIT化の推進について」（令和4年6月14日付け事務連絡。以下「令和4年事務連絡」という。）により、国土交通省における保証証書等の電子化などの取組も参考に、その推進に取り組んでいただくようお願いしたところです。

令和4年事務連絡においては、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（以下「当該取扱い」という。）を、「令和5年9月30日」まで認めることとしていることを周知しておりました。一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス導入の遅れによる当該取扱いの実施期間延長の要請があったことを受け、当該取扱いの実施期間については、別添2のとおり「令和7年6月30日」までに変更することとされました。

このため、令和4年事務連絡についても下記のとおり改正を行いますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて本事務連絡の周知をお願いいたします。

記

令和4年事務連絡（※2）中「令和5年9月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

以上

「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約の I T 化の推進について」(令和 4 年 6 月 14 日付け事務連絡) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(前略)</p> <p>(※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 2 参照)</p> <p>保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券等) を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券を開封する。</p> <p>改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いた P D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。</p> <p>なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和 7 年 6 月 30 日</u>まで認めることとしている。</p>	<p>(前略)</p> <p>(※ 2) 電子メールによる取扱いについて (別添 2 参照)</p> <p>保険会社又は受注者が、P D F 発行証券 (P D F 形式で電子発行された保険証券等) を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該 P D F 発行証券を開封する。</p> <p>改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へ P D F 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いた P D F 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。</p> <p>なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、<u>令和 5 年 9 月 30 日</u>まで認めることとしている。</p>